

地方公務員の給料表等に関する専門家会合（第5回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成22年1月13日（水） 15:00～17:00

2. 場所：総務省地下1階 総務省第2会議室

3. 出席委員（敬称略）

稲継裕昭（座長）、出雲明子、清水啓敏、鈴木一光、藤田征夫

4. 議事経過

(1) 開会

(2) 配布資料説明

事務局から配布資料の説明がなされた。

(3) 意見交換

意見交換の際に出された意見等は次のとおり。

- 多くの県が、現在、国と同じ給料表となっている。そのような中で、まずは独自水準の給料表にということになると思うが、既に取り組んでいる県の給料表を見ると、国の俸給表に一定率を乗じるなどの方法をとっている。この場合、何年か給与改定を重ねると、国の俸給表の構造と大きく変わることになる。常に、直近の国の俸給表を援用するという方法もあるのではないか。
 - 他の人事委員会からも同様の指摘がある。常に直近の国の俸給表を参考とした方が改定しやすいという意見はある。
- 一般行政職と比較する民間企業の事務・技術従業員は多くのサンプル数があるが、医師などの場合は非常に少ない。仮に、行政職給料表に一定率を乗じるなどにより独自水準の給料表とした場合、行政職給料表以外の給料表も同じ率を乗じるという方法が基本ではないか。
- 給与の抑制措置については、多くの団体で行われているが、それが本来の給与体系を変えているという面もあるため、とりまとめで言及すべき。管理職のカット率が一般職員に比べて大きくなっており、本来考えている給料表の構造と差が出ているはずである。
 - とりまとめ案作成に当たって反映させたい。また、給与構造改革の経過措置、現給保障についても、本来の給与体系と異なるという面では共通の課題である。
- 国の行政職俸給表（二）の給与カーブを見るとかなりフラット化されており、民間企業の類似職種の給与水準とある程度見合っている。地方公務員の技能労務職員は、民間よりかなり高くなっている。特に、一般行政職と同じ給料表を使い、経験年数に応じた昇給の度合いが大きい構造となっている団体もある。国の行（二）相当のカーブにする必要がある。資料02、5ページの「国に類似職種のある職種」として、医療職、公安職等のほかに、技能労務職員も列挙すべきではないか。
 - 国の行政職俸給表（二）の適用職員と違い、地方公務員の技能労務職員は協約締結権があり、人事委員会勧告の対象ではない。国の行（二）と類似していると

は言えるが、国にはない業務もある。それらも踏まえ、記述内容を検討したい。

- 地方公務員法第 24 条第 1 項に職務給の原則とあるが、家族手当や地域手当はそれに反しないのか。また、地方公務員は、それぞれの地域で勤務しているのに、何故、地域手当が支給されているのか。
 - 給料表の構造を国を基本としていることのあらわれである。なお、地域手当を本給に含めると、退職手当へのはね返りやラスパイレス指数の上昇にもつながる。職務給の原則はあるが、一方で、第 24 条第 3 項の均衡の原則では、「生計費」も考慮要素とされている。職務給の原則だけが全てというわけではない。
- 地域手当の問題についていえば、職員団体からも、本給に繰り入れるべきであるという意見がある。
- 資料 02 の 2 ページ 1 行目の「職種・職務間」については、「職務給の原則を徹底する方向での制度改正が行われている」にあたると思うが、「世代間」と記載されているのは何故か。
 - 分析をする際、本来は役職段階別に分析ができればいいのだが、年齢や経験年数のほうが分析しやすいため。また、公務の世界では、人材確保という点で若手の給与水準を上げることがある。これは職務給とは別の問題。
- 資料 02 の 1 ページに「国家公務員の給与を基本とすべき」とあるが、給料水準のことなのか、給料構造のことなのか明らかにすべきでないか。
 - 地方公務員法第 24 条第 3 項の均衡の原則で、国公準拠により、画一的な均衡を求めていたが、平成 18 年以降は、制度と水準を分けて考えている。給与制度については国家公務員の給与制度を基本とし、給与水準については、地域民間給与の水準をより反映すべきとした。なお、仮に地域の民間給与が高い場合でも、地域の国家公務員が目安であるとしている。
- 平成 18 年の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告書の、「国家公務員が目安」という部分は大所から見ればわかるが、実際の運用の場面では、簡単ではない。単純に、水準が地域民間給与ということであれば国を超えてもいいとなる。現に独自の水準調整をしている団体は、国よりも高い水準にしている団体が多い。
 - 公務員の給与水準が、民間の給与水準より高い地域において、国と同じ給料表にしていることを理由とすることは説明が困難。また、地域の民間給与が高い地域であって、やはり「国家公務員の給与水準が目安」ということになるのではないか。
- それぞれの人事委員会において、説明責任を果たすことが非常に重要である。

(4) 今後の進め方

事務局より次回以降のスケジュールについて説明された。

[文責 専門家会合事務局]